

# 【桑名市 介護予防・日常生活支援総合事業等に関するQ&A 平成27年4月3日版】

		ご質問	回答
1	総合	介護予防・生活支援サービスについて 契約書及び重要事項説明書を作成するにあたり、正式名称を教えてください。	桑名市においては、みなし指定サービス(H27.3.31までの介護予防訪問介護又は介護予防通所介護に相当するサービス)について、次のように呼称することとします。 「〇〇介護相当事業」 ※〇〇には、「訪問」又は「通所」が入ることを想定しています。
2	通所	「シルバーサロン」「健康・ケア教室」について 契約書及び重要事項説明書が必要ですか。	必ずしも作成の必要はないと考えます。 ただし、事業の概要、実費の内訳やサービスの利用方法など、あらかじめ利用者に明示しておくべき事柄については、わかりやすい説明書類を作成する等して、サービス開始に先立ち説明を行うべきと考えます。 平成26年10月1日介護保険最新情報Vol1396「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&Aについて30頁問6参照してください。
3	通所	「シルバーサロン」「健康・ケア教室」について、個別援助計画が“必要に応じて”とありますが具体的に教示してください。	必ずしも必要ではありませんが、それぞれのケースでの必要性を判断し、個別援助計画の内容としては、援助内容をスタッフで共通認識できるような項目を任意の様式で作成されることが想定されます。
4	総合	通所型サービスC「くらしいき教室」の終了後、卒業できない場合の先ほどのようなサービス利用が想定されますか。	「くらしいき教室」のサービス提供について6カ月以上は行いません。 「卒業できない」の意味にもよりますが、住民主体の通いの場であったり、公民館の教室、喫茶店など、それぞれの対象者の方の目標によるものと考えられます。
5	通所C	事業者が通所介護など給付と一体的にサービス利用を提供する際、通所型サービスC「くらしいき教室」の利用者のために通所介護の定員枠をあげておく必要がありますか。	定員枠をあげておく必要はありませんが、公募で選定され、指定事業所として、通所型サービスC「くらしいき教室」の利用者をできるだけ受け入れるよう努めてください。
6	応援会議	B型生活応援会議を開催する場合、該当ケースのケアプラン担当者の他の出席者としてはケアマネジメントBの該当サービス ①栄養いきいき訪問②お口いきいき訪問③えぷろんサービスなどの事業所と考えてよいか。	お見込みのとおり。
7	応援会議	B型生活応援会議を開催する際の出席者はどんなメンバーか。	該当ケースを担当するケアプラン担当者及び担当地域包括支援センターとケアマネジメントBの該当サービス事業者と原則として、中央包括支援センター含む保険者1名程度。

		ご質問	回答
8	応援会議	3月14日16日の研修会資料2スライド39例6では、訪問型サービスCを追加したことでB型生活応援会議にかかるが、ケアプラン途中にサービスを追加した場合にB型生活応援会議は必要ないのか。	ケアプラン途中でもB型生活応援会議を開催します。
9	応援会議	3月14日16日の研修会資料2スライド39例6では訪問Cを追加したことでB型生活応援会議にかかるが、現行相当通所介護・現行相当訪問介護事業者も出席し、資料を提出する必要があるか。	現行相当サービス提供事業所も出席していただきます。資料は原則不要です。